

日立市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

近年の物価高騰による経費の増大に伴い、受益者負担の適正化の観点から、行政経営改革の一環として、使用料及び手数料の見直しを行う等のため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例等の一部を改正する条例

(日立市手数料条例の一部改正)

第1条 日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表第1項中「200」を「300」に、「150円」を「250円」に改め、同表第2項中「200」を「300」に改め、同表第4項中「200」を「300」に、「150円」を「250円」に改め、同表第13項中「200」を「300」に改め、同表第14項中「200」を「300」に、「150円」を「250円」に改め、同表第15項から第17項までの規定中「200」を「300」に改め、同表第21項を次のように改める。

21 固定資産課税台帳 に記載されている事項 の証明書交付手数料	土地は1筆 家屋は1棟 償却資産は 1件	300 ただし、土地について5筆 を超える場合にあっては超 える1筆につき100円と し、家屋について5棟を超 える場合にあっては超える 1棟につき100円とす る。
--	-------------------------------	--

別表1 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表第24項から第26項までの規定中「200」を「300」に改める。

別表5 その他の表第7項第1号中「300」を「450」に改め、

同項第2号中「500」を「750」に改め、同項第4号及び第5号中「750」を「1,100」に改め、同項第6号中「900」を「1,300」に改め、同項第13号中「800」を「1,200」に改め、同項第15号中「1,700」を「1,800」に改め、同項第16号中「800」を「850」に改め、同項第17号中「650」を「750」に改める。

(日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第2条 日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「ごみ等」を「一般家庭から排出されたごみ等」に、「1キログラム10円以内」を「10キログラム100円以内」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 事業所から排出されたごみ(発泡スチロールを除く。)

10キログラム160円以内で市長が規則で定める額(ただし、1回の搬入重量が50キログラムまでのものについては、1回につき500円以内で市長が規則で定める額)

(日立地区産業支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 日立地区産業支援センターの設置及び管理に関する条例(平成10年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,610」を「6,910」に、「1,150」を「1,720」に、「940」を「1,410」に、「240」を

「360」に、「1,890」を「2,830」に、「470」を「700」に、「670」を「1,000」に、「170」を「250」に改める。

別表第2中「5,660」を「8,490」に、「3,580」を「5,370」に、「2,080」を「3,120」に改める。

(久慈サンピア日立の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 久慈サンピア日立の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中

「

7,290	4,860
9,930	6,620
6,660	4,440
13,830	9,220
8,930	5,950
6,910	4,610
5,910	3,940
5,280	3,520
4,780	3,190
16,970	11,310
10,810	7,210
9,430	6,290

を

7, 9 2 0	5, 2 8 0
7, 1 7 0	4, 7 8 0
6, 2 9 0	4, 1 9 0

」

「

1 0, 9 4 0	7, 2 9 0
1 4, 9 0 0	9, 9 3 0
9, 9 9 0	6, 6 6 0
2 0, 7 5 0	1 3, 8 3 0
1 3, 4 0 0	8, 9 3 0
1 0, 3 7 0	6, 9 2 0
8, 8 7 0	5, 9 1 0
7, 9 2 0	5, 2 8 0
7, 1 7 0	4, 7 9 0
2 5, 4 6 0	1 6, 9 7 0
1 6, 2 2 0	1 0, 8 2 0
1 4, 1 5 0	9, 4 4 0
1 1, 8 8 0	7, 9 2 0
1 0, 7 6 0	7, 1 7 0
9, 4 4 0	6, 2 9 0

に

」

改め、同表第3項の表中「3, 0 6 0」を「4, 5 9 0」に改める。

(日立市屋内型子どもの遊び場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 日立市屋内型子どもの遊び場の設置及び管理に関する条例（令和元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区 分		使用料
児童	1人1回	100円
児童以外の者	1人1回	200円

を

」

「

区 分		使用料	
		市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者
児童	1人1回	150円	200円
児童以外の者	1人1回	300円	350円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第1条中日立市手数料条例別表1証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表第21項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(日立地区産業支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者に係る日立地区産業支援センターの使用料については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

1 日立市手数料条例

(1) 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係

住民票の写し又は除票の写し交付手数料等の額を次のとおり引き上げることとした。

(上段 改正後、下段 改正前)

手数料の種類	単位	金額 (円)
住民票の写し又は除票の写し交付手数料	1 通	<u>300 (250)</u> 200 (150) ※ () 内はコンビニ交付の場合
住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書交付手数料	1 通	<u>300</u> 200
戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写し交付手数料	1 通	<u>300 (250)</u> 200 (150) ※ () 内はコンビニ交付の場合
印鑑登録証交付手数料	1 枚	<u>300</u> 200
印鑑登録証明書交付手数料	1 通	<u>300 (250)</u> 200 (150) ※ () 内はコンビニ交付の場合
認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料	1 通	<u>300</u> 200
身分証明書交付手数料	1 通	<u>300</u> 200
不在籍不在住証明書交付手数料	1 通	<u>300</u> 200
固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書交付手数料	土地は 1 筆 家屋は 1 棟	300
土地 (補充) ・家屋 (補充) 課税台帳登録事項証明書交付手数料	<u>償却資産は 1 件</u>	
公簿、公文書又は図面の閲覧手	1 件	<u>300</u>

数料		200
公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付手数料	1 件	<u>300</u> 200
諸証明書交付手数料（その他の証明）	1 件	<u>300</u> 200

(2) その他

屋外広告物許可申請手数料の額の一部を次のとおり引き上げることとした。

（上段 改正後、下段 改正前）

手数料の種類	単位	金額（円）
はり紙、ポスター	1 件につき 50 枚までごとに	<u>450</u>
		300
はり札	1 件につき 10 枚までごとに	<u>750</u>
		500
広告板	1 枚につき 3 平方メートルまでごとに	<u>1,100</u>
		750
広告塔	1 枚につき 3 平方メートルまでごとに	<u>1,100</u>
		750
アーチ	1 基につき 3 平方メートルまでごとに	<u>1,300</u>
		900
照明広告	1 基につき 3 平方メートルまでごとに	<u>1,200</u>
		800
アドバルーン	1 個	<u>1,800</u>
		1,700
近隣店舗等案内広告	1 枚につき 2 平方メートルまでごとに	<u>850</u>
		800
車体利用広告	1 枚につき 3 平方メートルまでごとに	<u>750</u>
		650

2 日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- (1) 自己搬入する一般廃棄物に係る手数料の区分について、「ごみ等」を「一般家庭から排出されたごみ等」及び「事業所から排出されたごみ」に改める

こととした。

- (2) 事業所から排出されたごみを自己搬入する場合の手数料の額について、10キログラム160円以内で規則で定める額とし、1回の搬入重量が50キログラムまでのものについては、1回につき500円以内で規則で定める額とすることとした。

3 日立地区産業支援センターの設置及び管理に関する条例

- (1) 研修室に係る使用料の額を次のとおり引き上げることとした。

(上段 改正後、下段 改正前)

区分	基本使用料 (円)	超過使用料 (円)
	2時間まで	2時間を超える1時間までごと
大研修室	<u>6,910</u> 4,610	<u>1,720</u> 1,150
第1研修室	<u>1,410</u> 940	<u>360</u> 240
第2研修室	<u>1,410</u> 940	<u>360</u> 240
第3研修室	<u>1,410</u> 940	<u>360</u> 240
第4研修室	<u>2,830</u> 1,890	<u>700</u> 470
第5研修室	<u>1,000</u> 670	<u>250</u> 170

- (2) 研究開発室に係る使用料の額を次のとおり引き上げることとした。

(単位 円)

区分		改正前	改正後
		1日	1日
分割しない場合		5,660	8,490
分割する場合	A室	3,580	5,370
	B室	2,080	3,120

4 久慈サンピア日立の設置及び管理に関する条例

- (1) 宿泊室に係る通常料金の上限額を次のとおり引き上げることとした。

(上段 改正後、下段 改正前)

種類	宿泊人数	1人1泊 (円)	
		大人 (中学生以上)	小人
洋室 (シングル)	1人	<u>10,940</u> 7,290	<u>7,290</u> 4,860

洋室（ツイン）	1人	$\frac{14,900}{9,930}$	$\frac{9,930}{6,620}$
	2人	$\frac{9,990}{6,660}$	$\frac{6,660}{4,440}$
和室	1人	$\frac{20,750}{13,830}$	$\frac{13,830}{9,220}$
	2人	$\frac{13,400}{8,930}$	$\frac{8,930}{5,950}$
	3人	$\frac{10,370}{6,910}$	$\frac{6,920}{4,610}$
	4人	$\frac{8,870}{5,910}$	$\frac{5,910}{3,940}$
	5人	$\frac{7,920}{5,280}$	$\frac{5,280}{3,520}$
	6人	$\frac{7,170}{4,780}$	$\frac{4,790}{3,190}$
和洋室	1人	$\frac{25,460}{16,970}$	$\frac{16,970}{11,310}$
	2人	$\frac{16,220}{10,810}$	$\frac{10,820}{7,210}$
	3人	$\frac{14,150}{9,430}$	$\frac{9,440}{6,290}$
	4人	$\frac{11,880}{7,920}$	$\frac{7,920}{5,280}$
	5人	$\frac{10,760}{7,170}$	$\frac{7,170}{4,780}$
	6人	$\frac{9,440}{6,290}$	$\frac{6,290}{4,190}$

- (2) 宿泊室に係る夏季及び年末年始等加算料金（1人1泊）を3,060円から4,590円に引き上げることとした。

- 5 日立市屋内型子どもの遊び場の設置及び管理に関する条例
使用料の区分及び額を次のとおり改めることとした。

（単位 円）

区分		改正前	改正後	
			市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者
児童	1人1回	100	150	200
児童以外の者	1人1回	200	300	350